

第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者(以下「措置患者等」という。)、法に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者(以下「外出自粛対象者」という。)及び都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下

○厚生労働省告示第二百二号
　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

　　令和五年五月二十六日

　　厚生労働大臣 加藤 勝信

　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

　　（感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正）

　　第一条 感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（診療開始時等の注意）	（診療開始時等の注意）
<p>第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）、法に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下「外出自粛対象者」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する結核患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。</p>	<p>第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する結核患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。</p>

同じ。)の交付した有効な患者票を所持する
結核患者(以下「患者票患者」という。)の
医療を正当な理由がなく拒んではならな

第四条 感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。第六条、第八条及び第九条において同じ。）は、措置患者等を入院させるに際しては、法第二十三条又は法第四十九条の規定による通知を提示させること等により、当該措置患者等が入院させるべき者であることを確かめなければならない。

(診療時間)
第五条 感染症指定医療機関は、診療時間に
おいて診療を行うほか、措置患者等、外出
自粛対象者又は患者・患児者が、やむを得な
い事情により、その診療時間に診療を受け
ることができないときは、その者のために
便宜な時間を定めて診療を行わなければな

(診療時間)
第五条 感染症指定医療機関は、診療時間に
おいて診療を行うほか、措置患者等又は患
者患者が、やむを得ない事情により、そ
の診療時間に診療を受けることができない
ときは、その者のために便宜的な時間を定め
て診療を行わなければならない。

(収容する病床)

(収容する病床)
第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室に措置患者等を収容しなければならない。

一三三 (略)

一三三

四 第一科骨盆骨折因病機關節運動機能不全

新譜

イ 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく

当該患者を診察することができる」と

その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を

提供することができる」と。

口 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請

を受け、通知（法第三十六条の二第一項）の規定による通知をいう。以下同じ。又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

(第二種協定指定医療機関における医療等の提供)

第七条 第二種協定指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医療等を提供しなければならない。

一 法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するもの

受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接觸することなく当該患者を診察することができるうことその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら提供する診療であつて、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事からの要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う正當な理由のある者に対するもの

二 病院又は診療所であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機

(新設)

関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行うオンライン診療その他法第四十四条の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）

三 薬局であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

四 指定訪問看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

(説明書等の交付)

第八条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者、患者票患者、保護者等、措置患者等若しくは患者票患者の親権を行う者若しくは後見人をいう。又は入院勧告若しくは入院措置を行つて、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行つてある医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

(証明書等の交付)

第七条 感染症指定医療機関は、措置患者等、患者票患者、保護者（措置患者等若しくは患者票患者の親権を行う者若しくは後見人をいう。又は入院勧告若しくは入院措置を行つて、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行つてある医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

第九条・第十条 (略)

第八条・第九条 (略)

(診療録)

第十一条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第十二条 (略)

(通知)

第十三条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知つた場合には、速やかに、意見を付して入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。

一 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないととき。

二 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(薬局に関する特例)

第十四条 第二種協定指定医療機関である薬局にあつては、第十二条中「診療録」とあるのは、「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

2 結核指定医療機関である薬局にあつては、第二条の三及び第五条の二の規定は適用せず、第十二条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準の一部改正)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(平成十一年厚生省告示第四十三号)の一部を次のように改正する。

(診療録)

第十一条 感染症指定医療機関は、措置患者等、患者票患者に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第十二条 (略)

(通知)

第十三条 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知つた場合には、速やかに、意見を付して入院措置を行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。

一 措置患者等又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないととき。

二 措置患者等又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(薬局に関する特例)

第十三条 (新設)

結核指定医療機関である薬局にあつては、第二条の三及び第五条の二の規定は適用せず、第十二条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(傍線部分は改正部分)

改

正

改
正
前

(新設)

第三 第一種協定指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することができるものとする。

二 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら必要な医療を提供することができる可能であること。

三 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第三十六条の二第一項の規定による通知)をけようとしたとき。

四 第二種協定指定医療機関(法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を実施するものに限る。)の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することができるものとする。

二、当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接

ることができるとその他の医療機関にお

ること。

公表期間において、当該医療機関の所在
地を管轄する都道府県知事の要請を受

定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかるると疑われる者若しくは当該新感染症にかかると疑っていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っている

第四四の二 第二種協定指定医療機関（病院又は診療所であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限りる）の指定は、次に掲げる要件を満たしてゐるものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等

公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項）の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療（以下「外

新設

出自肅対象者に対する医療」という。)を提供する体制が整っていると認められる。

第四の三 第二種協定指定医療機関（薬局であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行つるものとする。

当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

新製インフルエンサ等感染症等発生等
公表期間において、当該薬局の所在地を
管轄する都道府県知事の要請を受け、通
知又は医療措置協定の内容に応じ、外出
自粛対象者に対する医療として調剤等を
行う体制が整っていると認められるこ
と。

問看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。)の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 実施することが可能であること。
新型インフルエンザ等感染症等発生等
公表期間において、当該指定訪問看護事
業者の所在地を管轄する都道府県知事の
要請を受け、通知又は医療措置協定の内
容に応じ、外出自粛対象者に対する医療
として訪問看護を行ふ体制が整っている
と認められること。

新設

新設

第三 第一及び第二に定めるもののほか、第

一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、対象区域（第一種感染症指定医療機関にあつては当該都道府

県の区域をいい、第二種感染症指定医療機関にあつては当該指定に係る医療機関の所在地の二次医療圏（医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）をい（う。）の人口その他の事情を勘案し、当該指定に係る医療機関の第一種病室又は第二種病室の病床数が適當と認められる場合に行うものとする。

（感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針の一部改正）
第三条 感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号。以下「法」という。）を制定した。</p> <p>同法は制定後も数次にわたる改正を行つているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p>	<p>明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号。以下「法」という。）を制定した。</p> <p>同法は制定後も数次にわたる改正を行つているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p>

（傍線部分は改正部分）

県の区域をいい、第二種感染症指定医療機関にあつては当該指定に係る医療機関の所在地の二次医療圏（医療法第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）をい（う。）の人口その他の事情を勘案し、当該指定に係る医療機関の第一種病室又は第二種病室の病床数が適當と認められる場合に行うものとする。

（感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針の一部改正）
第三条 感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針の一部改正）
第三条 感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針の一部改正）
第三条 感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針の一部改正）
第三条 感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行つとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となつてPDCAサイクルに基づく改善を行つて、実施状況について検証することが必要である。

二・四（略）

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等との他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進のために、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿つて各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である。

2 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等との他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進のために、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿つて各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である。

3 国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。）

4 都道府県等（都道府県、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等（地域保健法第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。以下同じ。）については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。

5 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援等を通じて都道府県等の取組を支援する必要がある。また、法第三十六条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）において、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行う必要がある。

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行つとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となつてPDCAサイクルに基づく改善を行つて、実施状況について検証することが必要である。

4 都道府県等（都道府県、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等（地域保健法第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。以下同じ。）については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。

5 国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。）

3 国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。）

2 予防計画の作成者たる都道府県と、感染症対策の多くを担うことになる保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。

6

都道府県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受け入れ等に関する体制を構築する必要がある。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間には、情報集約、地方公共団体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する必要がある。

7

都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このようの場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力を構築することが必要である。

8

市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等、都道府県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及び蔓延の防止を図る必要がある。

七

1 医師等の果たすべき役割

2 (略)

3 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体

(新設)

4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行なう必要がある。

また、このようの場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

八〇十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1・2 (略)

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。

また、市町村（特別区を含む。第十一を除き、以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を心して受けられるよう環境の整備を

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

八〇十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1・2 (略)

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。

また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を心して受けられるよう環境の整備を

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

六

1 (略)
2 (略)
3 (新設)
4 (略)

(新設)

1・2 (略)

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

二 感染症発生動向調査

1

- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型イ

二 感染症発生動向調査

1

- 2
一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精

について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に

現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求める、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

3 このため、国及び都道府県等においては、

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義

に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及び蔓延の防止のために極めて重要な意義を有していく。したがって、国及び都道府県等は、国立感染症研究所及び地方衛生研究所等を中心として、東京本拠にに関する情報等を中心として、東京本拠にに関する情報等を

感染症の発生の予防及び蔓延の防止のためには、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、

等を口に心にして、病原体に関する各機関の調査体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体制で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、国立感染症研究所及び地方衛生研究所等が必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の収集・分析を行なう

及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

十四条第一項及び第十四条の二第一項に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定

を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うこと
が重要である。

4 · 5
〔略〕

4
•
5

の罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるようを行うことが重要である。

8 新型インフルエンザ等感染症等の新興感染症が発生した場合の健康危機管理

8 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に

二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第十四

6 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症について
は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第十四

ルス等の監視体制を一層強化することも、新型インフルエンザウイルス等の出現が予想される地域を視野に入れ、た国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

るとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

条に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われるこ

条例に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われることが求められる。

さらに、広域での対応に備え、国と地方公共団体の連携強化や都道府県等間の連携強化を図るほか、管内及び管内周辺に検疫所がある都道府県等においては、検疫所との連携体制をあらかじめ構築しておくる必要がある。

八 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から七までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1～4 (略)

八 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から七までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1～4 (略)

必要があると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を提供することができる。

6 | 4・5 (略)
事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

5 | 3・4 (略)
事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

6 | 7・8 (略)
二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1・2 (略)
3 | 国は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者等に対し、当該感染症の患者若しくは所見がある者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請し、例えば、その中で得られた検査結果と、発生届や退院届等の情報と連絡解析することにより、重篤性等の当該感染症の特性の分析に資する情報を探し、感染症指定医療機関等に還元し患者の診療等に活用するとともに、政策に反映することが重要である。

1・2 (略)
1 | 3・7 (略)
二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1・2 (略)
3 | 国は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者等に対し、当該感染症の患者若しくは所見がある者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請し、感染症指定医療機関等に還元し患者の診療等に活用するとともに、政策に反映することが重要である。

1・2 (略)
1 | 3・7 (略)
二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1・2 (略)
3 | 国は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者等に対し、当該感染症の患者若しくは所見がある者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請し、感染症指定医療機関等に還元し患者の診療等に活用するとともに、政策に反映することが重要である。

五 積極的疫学調査

2 | 1 積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めることが重要である。また、一類感染症、二

種の新規感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報(新規感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る)の公表に關し、当該情報に關する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることが重要である。また、当該協力のために

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方

1・2 (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

1・2 (略)

2

実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般的の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、(1)感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、(2)通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、(3)患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング(相談)を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

二 國における感染症に係る医療を提供する体制

1 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関とし

て、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。

2

特定の地域で感染症の大規模集団発生があった場合には、国は、健康危機管理の観点とともに、医療の提供の観点からも、地方公共団体や医療機関に対し、必要な支援を積極的に果たすことが必要である。

3 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく必要がある。

4 国内において発生数が極めて少ない感染症の治療に必要な医薬品の確保を十分にすることができるよう、特に、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等において、これらの稀少感染症に対する医薬品を必要に応じて直ちに使用することができるよう、国は、十分に配慮することが必要である。

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基

準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることとされるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が一都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法律第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定することとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の第二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。以下同じ。）とに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該第二次医療圏の人口を勘案して必要と認められる数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一

4 都道府県知事は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関する情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期すことが重要である。また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあつては、国が積極的に協力することが重要である。

5 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのため必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることとが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の一類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として指定することができる。

6

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であつても、最初に診察を受ける医療機関は、一般的の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般的の医療機関において医療が提供されるものである。

2 一類感染症、二類感染症等であつて、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高い場合には、都道府県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないように対することについて検討することも必要である。

3 また、一般的の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関において感染症のまん延の防止のために必要な措置も講することが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行つことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

4

一般的の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、国及び都道府県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

五 関係各機関及び関係団体との連携

1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、二類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行なうことが重要である。

2 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

3 一般的の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、国、都道府県等は、それぞれ医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般的の医療機関との有機的な連携を図ることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から

- 五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。
- 1 感染症に係る医療の提供の考え方
2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備の目標に関する事項
- 3 感染症の患者の移送のための体制に関する事項
- 4 医薬品の備蓄又は確保に関する事項
- 5 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項
- 6 医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項
- 第七 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
- 一 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 二 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な情報基盤の整備、調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。
- 二 国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進
- 1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。
- 2 国は、諸外国のデータ等も含めた感染症及び病原体に関する情報収集、分析疫学研究、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的手法による実証的な研究等の感染症対策に直接接続びついた応用研究をこれまで以上に推進する必要がある。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター、大学研究機関等の研究に関する事項
- 3 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることがある。
- 3 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。
- （新設）
- 1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。
- 2 国は、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的手法による実証的な研究等の感染症対策に直接接続びついた応用研究をこれまで以上に推進する必要がある。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター、大学研究機関等のこの分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。
- 3 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。
- 4 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。
- 5 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。
- 6 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、国は、感染症の情報を迅速に収集し共有する機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが必要である。

4

海外において国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる感染症が発生した場合等は、必要に応じて我が国からも専門家を派遣し、世界保健機関、米国疾病管理センター等と連携を図りながら対処を進めるとともに、当該感染症について情報の収集、調査研究を進めることが必要である。

5 (略)

三 地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進

1 都道府県等における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所等が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割をしての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所等においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等の調査、分析及び公

3

海外において国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる感染症が発生した場合等は、必要に応じて我が国からも専門家を派遣し、世界保健機関、米国疾病管理センター等と連携を図りながら、当該感染症について調査研究を進めることが必要である。

4 (略)

三 地方公共団体における調査及び研究の推進

1 都道府県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割をしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等の調査、分析及び公

4

に感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて、感染症対策に重要な役割を果たしていくことをとする。

4

(新設)
(略)

5 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が都道府県に対して届出等を行う場合には、電磁的方法によることが必要である。また、収集した様々な情報について個人を特定しないようにして、連結して分析することも重要である。

6 感染症指定医療機関は、新興感染症等の対応を行い、知見の収集及び分析を行ふ。

(新設)

7 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも電磁的方法で報告することが求められる。

(新設)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所、

国立研究開発法人日本医療研究センター、国立研究開発法人日本国際医療研究センター、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

5 (略)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立研究開発法人日本医療研究センター、国立研究開発法人日本国際医療研究センター、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

(削る)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

- 1 ワクチンや抗菌薬等（以下「ワクチン等」という。）の感染症に係る医薬品は、感染症の予防や感染症患者に対する良質な医療を提供する上で不可欠なものである。特にワクチンの接種は、感染症の予防に最も有効な手段の一つであるが、その一方で、現在においても、ワクチン等の有効な医薬品が未だに開発されていない感染症が数多く存在するのも現実である。

- 2 感染症に係る医薬品の研究開発は、国と民間が相互に連携を図つて進めていくことが効果的であり、国としてもその役割に応じて積極的に取り組んでいくこととする。

- 3 このため、国においては、国立感染症研究所等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。

二 国における研究開発の推進

- 民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行っため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関及び民間との連携を進める。
- また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第七十七条の二に規定する希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されようとする必要がある。

三 民間ににおける研究開発の推進

- ワクチン等の医薬品の研究開発は、感染症の予防及びそのまん延防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

- ワクチン等の医薬品の開発は、基礎研究から臨床的な研究まで広範囲な知見が必要となるものであり、国の関係機関及び関係団体との間において十分な連携が図られることが重要である。

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

- 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及びまん延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。
- 具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、イルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品・医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適切な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品・医療機器等法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 1 (略)

2 地方衛生研究所等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の

検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施することが重要である。

3 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。また、併せて民間の検査機関等との連携を推進することが重要である。

二 国における病原体等の検査の推進

二一 国における感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

国立感染症研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて、平時から国際的な精度基準で検証するなど確かに迅速に実施することが重要である。

国は、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことなどが適当である又は

高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

新興感染症の病原体等については、国立感染症研究所が検査法の迅速な開発等に努めるとともに、地方衛生研究所等が指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の

機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

(新設)

検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。また、国は検査試薬の確保に努める。

三 都道府県等における病原体等の検査の推進

1 都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、都道府県連携協議会等を活用し、地方衛生研究所等や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図ること。また、必要な対応について、保健所設置市等とも連携しながら、あらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。

2 地方衛生研究所等を有する都道府県等は、地方衛生研究所等が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行うことが重要である。地方衛生研究所等を有していない都道府県等は、地方衛生研究所等を有する都道府県等との連携を確保すること等により試験検査に必要な対応を行うことが重要である。

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能なよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行いうよう努める。

(新設)

3 地方衛生研究所等は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを探定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに

に、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図ることが重要である。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して地方衛生研究所等が検査実務を行うほか、保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施することが重要である。

4 都道府県等は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、都道府県知事等と民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う必要がある。

(削る)

六 四・五 (略) (新設)

3 地道府県等は、それぞれが有する地方衛生研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図ることが重要である。

4 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図ることが重要である。

四・五 (略) (新設)

2 地方衛生研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていくことが重要である。

かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

2 | 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関等においては、①感染症の患者に対しては、

感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないよう、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3 | 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国

立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制を構築していく必要がある。

4 | 都道府県は、新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、都道府県医療審議会や都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行なうことが重要である。その際、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整しておることが重要である。

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 | 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定

2 | 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、全国

的な新興感染症の発生の状況及び動向その他の事情等を総合的に勘案し、特に必要があると認めるときは、感染症医療機関を指定することとする。

3 | 厚生労働大臣は、新興感染症医療機関、第一種協定指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国

担当従事者等の応援を求めることがで
き、必要な調整を行うものとする。法
第四十四条の四の二第四項から第六項
まで（これらの規定を法第四十四条の
八において準用する場合を含む。）又は
法第五十一条の二第四項から第六項ま
での規定に基づく厚生労働大臣による
医療人材の応援を調整する場合の方針
については、まずは都道府県同士で応
援を調整することを優先しつつ、全国
的な感染症の発生の状況及び動向その
他の事情等を総合的に勘案し特に必要
があると認めるときに行うこととする。
3 新型インフルエンザ等感染症などの
感染症の汎流行時に、その予防又は治
療に必要な医薬品の供給及び流通を適
確に行うため、医薬品の備蓄又は確保
に努める。また、国は、医薬品の備蓄
や適正な使用方法等に関する計画をあ
らかじめ策定し、関係者の理解を得て
おく必要がある。

4 国内において発生数が極めて少ない
感染症の治療に必要な医薬品の確保を
十分にすることができるよう、特に、
特定期感染症指定医療機関、第一種感染
症指定医療機関等において、これらの
希少感染症に対する医薬品を必要に応
じて直ちに使用することができるよ
う、国は、十分に配慮することが必要
である。

三 都道府県における感染症に係る医療を
提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染
症の患者の入院を担当させ、これと併
せて二類感染症又は新型インフルエン
ザ等感染症の患者の入院を担当させる
医療機関として、総合的な診療機能を
有する病院のうち、法第三十八条第二
項に規定する厚生労働大臣の定める基
準に適合するものについて、その開設
者の同意を得て、第一種感染症指定医
療機関を、原則として都道府県に一箇
所指定する。この場合において、当該
指定に係る病床は、原則として二床と
することとする。ただし、地理的条件、
社会的条件、交通事情等に照らし、一
つの病院に複数の都道府県の区域内の
一類感染症、二類感染症又は新型イン
フルエンザ等感染症の患者の入院を担
当させることができると認められるときは、
病院の所在地を管轄する
都道府県知事は、当該指定に係る病床
が一都道府県当たり二床以上となる限
りにおいて、当該病院について、当該
複数の都道府県の区域内の一類感染
症、二類感染症又は新型インフルエン
ザ等感染症の患者の入院を担当させる
第一種感染症指定医療機関として指定
することができる。

2 都道府県知事は、二類感染症又は新
型インフルエンザ等感染症の患者の入
院を担当させる医療機関として、総合
的な診療機能を有する病院のうち、法
第三十八条第二項に規定する厚生労働
大臣の定める基準に適合するものにつ
いて、その開設者の同意を得て、第二
種感染症指定医療機関に指定すること
とする。

3

第二種感染症指定医療機関を、管内の
第二次医療圏（医療法第三十条の四第
二項第十四号に規定する区域をいう。
以下同じ。）」とに原則として一箇所指
定し、当該指定に係る病床の数は、当
該二次医療圏の人口を勘査して必要と
認める数とする。ただし、地理的条件、
社会的条件、交通事情等に照らし、一
つの病院に複数の二次医療圏の区域内
の二類感染症又は新型インフルエンザ
等感染症の患者の入院を担当させるこ
とが効率的であると認められるとき
は、当該指定に係る病床が当該複数の
二次医療圏の区域内の二類感
染症又は新型インフルエンザ等感染症
の患者の入院を担当させる第二種感染
症指定医療機関として指定することが
できる。

4

一類感染症又は二類感染症が集団発
生した場合や新型インフルエンザ等感
染症の汎流行時には、一般の医療機関
に緊急避難的にこれらの患者を入院さ
せることがあるため、都道府県等にお
いては、そのために必要な対応につい
てあらかじめ定めておくことが重要で
ある。特に、全国的かつ急速なまん延
が想定される新興感染症については、
入院患者数及び外来受診者の急増が想
定されることから、平時から、法に基
づき締結する医療措置協定等により、
当該感染症の患者の入院体制及び外来
体制や、当該感染症の後方支援体制を
迅速に確保できるようにしておくこと
が適当である。

5

都道府県は、新型インフルエンザ等
感染症等発生等公表期間に新興感染症
の発熱外来、自宅療養者等への医療の
提供を担当する医療機関、薬局等と平
時に医療措置協定を締結し、第一種協
定指定医療機関に指定する。

6

都道府県は、新型インフルエンザ等
感染症等発生等公表期間に新興感染症
の発熱外来、自宅療養者等への医療の
提供を担当する医療機関、薬局等と平
時に医療措置協定を締結し、第二種協
定指定医療機関に指定する。

7

都道府県は、新型インフルエンザ等
感染症等発生等公表期間においては、特定感染症
指定医療機関、第一種感染症指定医
療機関及び第二種感染症指定医療機関の
感染症病床を中心に対応する。都道府
県は、新型インフルエンザ等感染症等
発生等公表期間に5又は6の医療機関
に代わって患者を受け入れる医療機関
又は感染症医療担当従事者等を派遣す
る医療機関と平時に医療措置協定を締
結するとともに、回復した患者の退院
先となる介護老人保健施設等の高齢者
施設等とも連携した上で、後方支援体
制を整備する。また、医療人材の応援
体制を整備するとともに、法第四十四
条の四の二第一項から第三項まで（こ
れらの規定を法第四十四条の八におい
て準用する場合を含む。）又は法第五十
一条の二第一項から第三項までの規定
に基づく都道府県の区域を越えた医療
人材の応援を要請する場合の方針につ
いて、平時から確認しておくことが重
要である。

8 新興感染症が発生した際に、流行初
期の段階から入院・発熱外来対応を行
う旨の医療措置協定を締結し、実際に
対応した医療機関については、流行初
期医療確保措置の対象となる。

9

新興感染症の発生及びまん延に備え、5から7までの医療措置協定を締結するに当たっては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をいう。

以下同じ。における医療提供体制を参考とし、各都道府県単位で必要な医療提供体制を確保することを基本としつつ、重症者用の病床の確保も行うとともに、各地域の実情に応じて、特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者、妊娠産婦、小児、透析患者、障害者、児童、高齢者、認知症である者、がん患者、外国人等、感染症以外の患者への対応を含めて切れ目のない医療提供体制の整備を図ることが重要である。

10| 10| 公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講ずることを義務付ける。

11| 6の第二種協定指定医療機関のうち、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、高齢者施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行なう医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、特に高齢者施設等に対する医療支援体制を確認する。

12| 新興感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行なうため、必要な医薬品等の確保に努め、新興感染症に対応する医療機関及び薬局等が、必要に応じて使用できるようすることが望ましい。また、医療機関と平时に法に基づき医療措置協定を締結するに当たっては、診療等の際に用い

る個人防護具の備蓄を求めておくことにより、個人防護具の備蓄の実施が医療措置協定に適切に位置づけられるよう努める。

四| の体制

1| 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であつても、最初に診察を受ける医療機関は、一般的の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

2| 一類感染症、二類感染症等であつて、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれがある場合には、都道府県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないよう医疗提供体制に混乱が生じないようになることについて検討することも必要である。

3| また、一般的の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行なうことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

五

4

一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、国及び都道府県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

関係各機関及び関係団体との連携

1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行なうことが重要である。

2 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

3 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。

このため、国、都道府県等は、それぞれ医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ることが重要である。また、都道府県においては、都道府県連携協議会や都道府県医療審議会等を通じ、平時から、医療関係団体以外の、高齢者施設等の関係団体や障害者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を検討しておくことが必要である。

六

1 予防計画を策定するに当たっての留意点

2 項 予防計画において地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 感染症に係る医療の提供の考え方

2 項 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の整備の目標に関する事項

3 項 医療措置協定による新興感染症の汎流行時に係る入院体制、外来診療体制、自宅療養者等への医療提供体制、後方支援体制、医療人材の派遣及び個人防護具の備蓄等に係る事項

4 項 薬品の備蓄又は確保等に関する事項

5 項 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項

6 項 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等との連携に関する事項

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

都道府県知事又は保健所設置市等の長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、都道府県知事又は保健所設置市等の長が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査を検討しておくことが必要である。

(新設)

査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、地方公共団体内における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である。

二 国における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

国は、新感染症の所見がある者の移送については、都道府県等に積極的に協力することが重要である。また、感染症の特性に応じた移送に係る考え方等を示し、都道府県等が円滑に移送体制を構築できるように支援することが重要である。

三 都道府県等における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

1 感染症の患者の移送について、平時から地方公共団体内で連携し、役割分担、人員体制の整備を図ることが重要である。

2 都道府県連携協議会等を通じ、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議し、協定を締結しておくことが重要である。

3 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等との役割分担をあらかじめ決めておくことが望ましい。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議することが重要である。

4 都道府県等の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ協議をすること。

5 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施することが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

法第二十一条（法第三十六条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は法第四十七条の規定による移送を行うに当たり、保健所等との協定に基づき消防機関と連携する場合には、第十二の三の4の入院調整体制の構築等により、円滑な移送が行われるよう努めること。

また、平時から消防機関に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みの整備が重要である。

さらに、消防機関が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第十二条第一項第一号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に關し適切に情報等を提供することが重要である。

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において移送のための体制確保について定めるに当たつては、一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 移送に係る人員体制に係る事項

<p>第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項</p> <p>一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発に関する考え方</p> <p>1 ワクチンや抗菌薬等（以下「ワクチン等」という）の感染症に係る医薬品は、感染症の予防や感染症の患者に対する良質な医療を提供する上で不可欠なものである。特にワクチンの接種は、感染症の予防に最も有効な手段の一つであるが、その一方で、現在においても、ワクチン等の有効な医薬品が未だに開発されていない感染症が数多く存在するのも現実である。</p> <p>2 国は、平時より国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等のネットワークを構築し、感染症の発生時にネットワークにおいて新興再興感染症データバンク事業（REBIRD）などを活用して、迅速な開発が可能となるようにしていくこととする。</p> <p>3 感染症に係る医薬品の研究開発は、国と民間が相互に連携を図つて進めていくことが効果的であり、国としても、その役割に応じて積極的に取り組んでいくこととする。</p>	<p>3 新興感染症発生時の移送体制に係る事項</p> <p>3 新設</p>
---	---

<p>4 このため、国においては、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。</p> <p>二 国における研究開発の推進</p> <p>国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。</p> <p>また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という）第七十七条の二に基づく希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。</p> <p>なお、これらの研究開発に当たつては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。</p> <p>三 民間における研究開発の推進</p> <p>ワクチン等の医薬品の研究開発は、感染症の予防及びそのまん延防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。</p>

四

関係各機関及び関係団体との連携

ワクチン等の医薬品の開発は、基礎研究から臨床的な研究まで広範囲な知見が必要となるものであり、国の関係機関及び関係団体との間において十分な連携が図られることが重要である。また、国等は感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関のネットワークに参加できる方策を講ずることが重要である。

民間企業等からの相談に対し医療機関を紹介できる体制の確保等、基盤を整備し、医薬品の研究を推進することが重要である。

五 その他のワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及び蔓延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザワイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品医療機器等法に基づく特例承認や緊急承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第九

感染症に係る医療を提供する体制の確保

その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

一 厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方

新興感染症においては、入院及び発熱

患者に対応する医療機関の確保や、地方衛生研究所等、保健所及び民間検査機関等における検査体制や入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行うことが重要となる。また、迅速に適切な対応を行ったためには、平時より患者の検体等の迅速かつ効率的な収集体制の整備、医療機関での個人防護具の備蓄や、感染症に対応できる人材の育成と確保も併せて重要となる。加えて、後方支援を行う医療機関や感染拡大防止のための宿泊施設（法第四十四条の三第二項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の二第二項に規定する宿泊施設をいふ。以下同じ。）の確保も想定する必要がある。

（新設）

このため、体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする。予防計画等の策定に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知識を踏まえつつ、一定の想定を置くこととするが、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。

なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となつた場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。「事前の想定とは大きく異なる事態」の判断については、新型コロナウイルス感染症への対応（流行株の変異等の都度、国の方針を提示）を参考に、国として、国内外の最新の知見や、現場の状況を把握しながら、適切に判断し、周知していく。

国内での新興感染症発生早期（新興感染症発生から法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前まで）の段階は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応することとし、国は、その対応により得られた知見を含む国内外の最新の知見等について、隨時、収集及び医療機関等への周知を行なながら、対応を行う。

新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間（三箇月を基本として必要最小限の期間を想定）には、まずは発生の公表から対応の実績のある当該感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、各都道府県知事による判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結

した医療機関も中心に対応していく。その際、国は感染症指定医療機関の対応に基づく対応の方法も含めた国内外の最新の知見等を、隨時、収集、更新及び周知するとともに、法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に努めることが重要である。当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む）も中心となつた対応とし、その後三箇月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。新興感染症の特性や当該に規定する感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる場合は、国において当該場合に該当する旨及びその程度その他新興感染症に關係する状況の判断を行い、国の判断を踏まえ、機動的に新興感染症への対応を行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症対応では、国から各都道府県に対し、感染状況に応じ段階的に対応する考え方を通知で示したうえで、各都道府県それぞれで、感染状況に応じた対応の段階を設定し、当該段階ごとに必要な病床数等を確保する計画を立て、病床の確保等を行つた。新興感染症対応においても、基本的に、発生の公表後の流行初期の一定期間（三箇月を基本として必要最小限の期間を想定）経過後から、新型コロナウイルス感染症対応と同様の考え方で沿つて対応していくことが想定される。

法に基づく医療措置協定を締結すること等により、平時から、流行時に応じてかかる体制を確保することが重要であり、都道府県が策定する予防計画においては、次の事項について数値目標を定めること。なお、保健所設置市等が策定すること。予防計画においては、次の7、9及び10の事項について数値目標を定めること。また、保健所設置市等が必要と判断する場合に、次の8の事項について数値目標を定められるものとする。

1 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入れ院させるための病床数

2 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第二号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかると疑われる者若しくは当該新感染症にかかるないと疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関数

3 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三

十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関等の数

4 1から3までに掲げる措置を講ずる医療機関に代わって新興感染症の感染症患者以外の患者に対し、医療を提供する医療機関数

5 法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく感染症医療担当従事者等の確保数

6 法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同項第二号に掲げる事項をその内容に含むものに限る。）に基づく法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数

7 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは当該新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者の検査又は当該新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者の検査の実施能力及び地方衛生研究所等における検査機器の数

8

法第三十六条の六第一項に規定する検査等措置協定（同項第一号ロに掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設の確保居室数

9 感染症医療担当従事者等及び保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数

10 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員及び地域保健法第二十一条第一項に規定する者であつて必要な研修を受けたものの確保数

二 厚生労働省令で定める体制の確保に係る国における方策

国は、都道府県等が適切な目標を設定できるよう、都道府県等の予防計画の策定に係るガイドライン等を策定すること。

三 厚生労働省令で定める体制の確保に係る都道府県等における方策

都道府県等は、国が策定するガイドライン等を参考に、予防計画における数値目標を定めること。

また、都道府県連携協議会等において、

予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となつてPDC.Aサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証すること。

四 関係各機関及び関係団体との連携

都道府県等は、数値目標の達成状況を含む予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を、都道府県連携協議会の構成員に共有し、連携の緊密化を図ること。

第十

宿泊施設の確保に関する事項
一 宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方

新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定される。都道府県等は、自宅療養等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、地域の実情に応じて、都道府県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。

二 国における宿泊施設の確保に関する事項の方策

国は、感染症の特性等に応じた、宿泊療養施設の確保に係るマニュアル等を作成し、都道府県等に宿泊療養に係る考え方を情報提供することで、都道府県等が円滑に宿泊施設を立ち上げられるよう支援することが重要である。

三 都道府県等における宿泊施設の確保に関する事項の方策

都道府県等は、民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行ふとともに、感染症発生初期に民間宿泊業者の協力を得られないことが見込まれる場合は、公的施設の活用を併せて検討する。

(新設)

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において宿泊施設の確保に関する事項について定めるに当たつては、一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 検査等措置協定を締結する宿泊施設等の確保の方法に係る事項

2 宿泊施設の確保に係る都道府県と保健所設置市等の役割分担に係る事項

3 宿泊施設の運営に係る都道府県と保

(新設)

三 都道府県等における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症

外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

1 都道府県等は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等や市町村（保健所設置市等を除く。以下この第十一において同じ。）の協力を活用しつつ外出自粛対象者の健

康観察の体制を確保することが重要である。

2 都道府県等は、第十で設置した宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平

時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備しておくことが必要である。また、感染症の発生及び蔓延時には、医療体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊施設の運営体制の構築及び実施を図る。

3 都道府県等は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、市町村の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うこと

もに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるよう必要な医薬品を支給できる体制を確保すること。また、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等との連携も重要な構築することが求められる。

4 都道府県等は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTを積極的に活用することが重要である。

二 1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方

2 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

3 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

4 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

5

都道府県等は、高齢者施設等や障害者施設等において、医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延において施設内における感染のまん延を防止することが重要である。

四

関係各機関及び関係団体との連携

1 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町村並びに関係機関及び関係団体との連携による事項

2 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うこと。なお、市町村の協力を得る場合は、都道府県連携協議会等を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について、協議しておくことが重要である。

3 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者に委託することなどについても検討することが重要である。

五

点

予防計画において新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項について定めるに当たっては、

一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 外出自粛対象者の健康観察を行う人員体制に係る事項

2 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町村並びに関係機関及び関係団体との連携に係る事項

3 宿泊施設の運営に関する人員体制に係る事項

第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

1 法第四十四条の五第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第五十一条の第四項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は法第五十一条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針の基本的な考え方

1 法第六十三条の三第一項において、

都道府県知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、保健所設置市等の長、市町村長及び関係機関に対して総合調整を行ふこととされている。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、国民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合に限り、都道府県知事は保健所設置市等の長への指示を行うことが適当である。

2 感染症対策の実施については、基本的に都道府県が主体となつて総合調整を行うが、感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等について、複数の都道府県や医療機関等に対しても広域

(新設)

的な総合調整を行う必要がある場合は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所設置市等の長、医療機関等に対し総合調整を行う。また、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急の必要がある場合等において、厚生労働大臣が都道府県知事又は保健所設置市等の長に対して指示を行う。

国における法第四十四条の五第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）若しくは第五十一条の四第一項の規定による総合調整又は法第五十一条の五第一項若しくは第六十三条の二の規定による指示の方針

1 国による総合調整は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間であつて都道府県の区域を越えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送その他感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき、都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対して行使できるものとする。

2 また、都道府県知事又は保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者の必要な協力を求めることも考えられるため、都道府県知事又は保健所設置市等の長から総合調整についての要請があつた場合で、國が総合調整の必要があると判断した場合は、当該要請に応諾し総合調整を行うこととする。

3 厚生労働大臣が総合調整を行うために必要があると認めるときは、都道府県又は医療機関その他の関係者に対し、報告又は資料の提供を求めるものとする。

4 法に基づく厚生労働大臣の総合調整と特措法に基づく政府対策本部長の総合調整とで、措置の内容に齟齬が生じることを防ぐため、厚生労働大臣が総合調整を行う必要が生じた場合は、特措法第十八条第一項に規定する基本的

措法の実施といた複数の都道府県の間で連携して対応することが必要な事項等について緊急に必要がある場合、国が都道府県等の間の事を調整し、事務の実施を含めた指示を行ふ。

三

1 都道府県知事による総合調整は、平時であつても感染症対策に当たり必要がある場合に実行することとし、保健所設置市等の長、市町村長の他、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象とする。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における総合調整・指示の発動場面・要件等については、平時から関係者に共有することが重要である。なお、必要がある場合に限り、保健所設置市等の長は都道府県知事に対して総合調整を要請することが適当である。

2 都道府県知事は、総合調整を行ったために必要があると認めるときは、保健所設置市等の長や他の関係機関等に対して、報告又は資料の提供を求めることが適当である。

3 都道府県知事による指示は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、国民の生死に直結する緊急性

を有する入院勧告や入院措置を実施するためには必要な場合に限り、保健所設置市等の長に対してのみ行うことがであります。

4

都道府県においては、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするために、都道府県連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。

四 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項について定めるに当たっては、一から三までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 都道府県知事による総合調整・指示に係る事項

2 都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項

第三 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方

医薬品や個人防護具等の感染症対策物資等については、感染症の予防及び感染症対策物資等の確保に関する診療における欠かせないものである。

(新設)

特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等を構築することが重要である。

二 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する方策

1 国は、国内において現に感染症対策物資等の供給が不足している場合や今後供給が不足する蓋然性が高い場合において、当該物資等の生産・輸入を促進することが必要であると認めるときは、当該物資等の生産・輸入業者に対して、生産・輸入の促進を要請する。本要請に当たつては、実効性を担保するために、あらかじめ事業を所管する省庁と協議の上で要請を行うことが必要である。

2 国は、1の要請に当たつて、事業者に対し生産、輸入、販売、貸付等の状況について報告を求め、感染症対策物資等の需給状況を把握することが重要である。

3 国及び都道府県等は、新興感染症の汎流行時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。

三 関係機関及び関係団体との連携

1 国は、二の1及び2に掲げる事項について、平時から事業者団体や事業を所管する省庁間で情報共有し、感染症対策物資等の不足が生じている場合又は生じる蓋然性が高まった場合において、法に基づく要請等を円滑に行うことができるよう取り組むことが重要である。

第十四

感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 國は、診療、就学、就业、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーング、各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかる児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図つていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

(新設)

2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 國は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの周知については、定期的に見直すこととする。

三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

地方公共団体は、診療、就学、就业、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを行うことなどが重要である。また、都道府県連携協議会等で議論を行う際には、患者の人権を考慮して感染症対策の議論を行うことが重要である。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行つた場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めるよう徹底を図ることが重要である。報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、個人情報に注意を払い、感染症に関し、

誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされる。国及び都道府県等は、報道機関との連携を平當時から密接に行う体制整備を図ることが重要である。

五 関係各機関との連携

国の行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重のための施策に関する事項について定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方策に関する事項

4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関等の関係各機関及び資質の向上に関する事項

第五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する見知りを十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する見知りを十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染

症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政の中においても感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保そのため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部はじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二 国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

1 都道府県、保健所及び地方衛生研究所等の職員等の資質の向上・維持のため及び感染症指定医療機関の医師等をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、

国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外に派遣するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。また、国は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムや実地

症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二 国における感染症に関する人材の養成

1 保健所及び地方衛生研究所の職員等の資質の向上のため及び感染症指定医療機関の医師をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、

国立感染症研究所、国立研究開発法人国際医療研究センター等において、感染症に関する講習会を行って、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。

2 国は、関係団体や関係学会との密接な連携を図りつつ、感染症の医療に関して専門的知識を有する医師等の養成に資する施策を講ずることが重要である。

(略)

4 | 3 国は、地域保健法第二十一条第一項に規定する者(以下「I HEAT要員」という。)に係る研修及び訓練等の実施により、都道府県等がI HEAT要員を活用するための基盤を整備することが求められる。

5 | 国は、感染症対応について、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、医療機関向けの講習会の実施や全ての医療従事者向けの動画配信を行うほか、看護職員の養成研修等について取組の充実を図る。

(新設)

6 | 厚生労働大臣は、医療法に基づき、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域やそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣される災害・感染症医療の確保に係る業務に従事する者(DMAT・DPAAT等)の研修を実施し、その登録を進めることが重要である。

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

都道府県知事等は、国立保健医療科学

院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FET)等に保健所及び地方衛生研究所

2 国は、関係団体や関係学会との密接な連携を図りつつ、感染症に関する専門的知識を有する医師の養成にして専門的知識を有する医師の養成に資する施策を講ずることが重要である。

(略)

4 | 3 国は、地域保健法第二十一条第一項に規定する者(以下「I HEAT要員」という。)に係る研修及び訓練等の実施により、都道府県等がI HEAT要員を活用するための基盤を整備することが求められる。

(新設)

5 | 国は、感染症対応について、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、医療機関向けの講習会の実施や全ての医療従事者向けの動画配信を行うほか、看護職員の養成研修等について取組の充実を図る。

(新設)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成

都道府県知事等は、国立保健医療科学

院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FET)等に保健所及び地方衛生研究所

P-I) 等に保健所及び地方衛生研究所

職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所等する。

職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所等する。

職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所等する。

会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所等において活用等を行うことが重要である。

加えて、都道府県等はI HEAT要員の確保や研修、I HEAT要員との連絡体制の整備やI HEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I HEAT要員による支援体制を確保することが重要である。

保健所においては、平時から、I HEAT要員への実践的な訓練の実施やI HEAT要員の支援を受けるための体制を整備するなどI HEAT要員の活用を想定した準備を行うことが重要である。

(新設)

四 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施すること又は国、都道府県等若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図ることが重要である。また、新型インフルエンザ等の感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるよう平時から研修や訓練を実施してお

くことが重要である。

五 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

六 (略)
予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成及び資質の向上に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3 都道府県等による訓練の実施に関する事項

4 IHEAT要員、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に派遣される人材の養成・登録・管理・資質向上に関する事項

5 人材の養成及び資質の向上に関する事項

(削る)

四 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

五 (略)
予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3 (新設)

4 人材の養成に係る医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携の方策に関する事項

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十

分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防することで、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症の蔓延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかる児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図つてく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 国は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三 地方公共団体における感染症に関する
啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の
人権の尊重のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要である。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並
びに感染症の患者等の人権の尊重のため
のその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、

感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、国及び都道府県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

五 関係各機関との連携

1 国の行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重のための施策に関する事項について定めるに当たっては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 患者等への差別や偏見の排除及び感染者についての正しい知識の普及に関する事項
- 2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項
- 3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方策に関する事項
- 4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関等の関係各機関との連携方策に関する事項

(新設)
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方

1 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できることが重要である。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みが必要である。

2 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用しながら関係機関及び関係団体と連携するとともに、各地方公共団体の保健衛生部門等における役割分担を明確化することが重要である。

3

3 | 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に對して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築することが重要である。あわせて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、各保健所の平時からの計画的な体制整備が必要である。また、業務の一元化、外部委託、I C T 活用も視野にいれて体制を検討することが重要である。

二

1 | 国における感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する方策

1 | 国は、健康危機における保健所の体制を確保するため、各保健所が健康危機対処計画を策定できるようガイドライン等を作成し、都道府県等を支援する。

2 | 国は、都道府県の区域を越えた応援派遣の仕組みを整備し、有事の際に都道府県等が円滑に応援派遣等の仕組みを活用できるようにすることが重要である。

3 | 都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 | 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、地方公共団体間の役割分担や連携内容を平時から調整する。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようすることが重要である。

2

2 | 都道府県等は広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するため、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備することが重要である。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や都道府県における一元的な実施、I C T の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、I H E A T 要員や市町村等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む）や、住民及び職員等の精神保健福祉対策等が重要である。

3

3 | 都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。

四

1 | 関係機関及び関係団体との連携

1 | 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、市町村、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携することが重要である。

2

2 | 保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から地方公共団体の本庁部門や地方衛生研究所等と協議し役割分担を確認するとともに、管内の市町村と協議し、感染症発生時における協力について検討することが重要である。

五

点 | 予防計画を策定するに当たつての留意

2 都道府県等は、医療機関にねじて、
薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用
が行われるものへ、適切な方策を講じる
ことが重要である。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基いて厚生労働大臣が定める保管施設の基準の一部改正)
第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基いて厚生労働大臣が定める保管施設の基準 (平成十六年厚生労働省告示第三百三十八号) の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たしてこゆるものにてこゝに行ひゆる。	保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たしてこゆるものにてこゝに行ひゆる。
1・11 (略)	1・11 (略)
II 過去十一ヶ月間よくスト、狂犬病、HIV/AIDS、腎症候群性出血熱、ハンタウイルス、肺結核、野兎病及びノバコックス病の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認されておらず、かつ、当該施設においてこれらの疾病が発生する可能性がなく、より必要な措置が講じられてこゆい。	II 過去十一ヶ月間よくスト、狂犬病、カル痘、腎症候群性出血熱、ハンタウイルス、肺結核、野兎病及びノバコックス病の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認されておらず、かつ、当該施設においてこれらの疾病が発生する可能性がなく、より必要な措置が講じられてこゆい。
四 (略)	四 (略)
(人を発病せしむるやうなが思ひこむのとて厚生労働大臣が指定する病原体等の一部改正) 第五条 人を発病せしむるやうなが思ひこむのとて厚生労働大臣が指定する病原体等 (平成一九年厚生労働省告示第115号) の一部を次の表のとおり改正する。	(人を発病せしむるやうなが思ひこむのとて厚生労働大臣が指定する病原体等の一部改正) 第五条 人を発病せしむるやうなが思ひこむのとて厚生労働大臣が指定する病原体等 (平成一九年厚生労働省告示第115号) の一部を次の表のとおり改正する。

第3 法第6条第24項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第3 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
1・2 (略)	1・2 (略)
第4 法第6条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第4 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
1~27 (略)	1~27 (略)

別紙一	別紙二
5 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法	5 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法
医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第30条の33の2の5に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータを用いて算出した値に、3と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、同条に基づき収集するデータを用いて算出した各都道府県別に令和5年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。	医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第30条の33の2に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータを用いて算出した値に、3と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、同条に基づき収集するデータを用いて算出した各都道府県別に平成35年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。
医 稿	(略)

改 正 後	改 正 前
第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「法」という。) 第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンガイルス (Candid#1) とする。	第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「法」という。) 第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンガイルス (Candid#1) とする。
第2 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	第2 法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
1~6 (略)	1~6 (略)